



# 熊本県公報

第 1 2 4 0 8 号

平成 27 年 4 月 10 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( " ) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定・(障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新・( " ) 2
- 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更…………… (市町村課) 2
- 生活保護法に規づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に規づく指定医療機関の事業の廃止…………… ( " ) 2
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 6

### 公 告

- 土地改良区役員 の 退任 及び 就任…………… (農村計画課) 6
- 薪入会林野整備計画の適否…………… (森林保全課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 7
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 8
- 土地改良区解散の認可…………… ( " ) 8

### 登 載 依 頼

- 平成 2 7 年 度 熊 本 県 立 荒 尾 支 援 学 校 ス ク ー ル バ ス 運 行 業 務 委 託 に 係 る 落 札 者 の 決 定…………… (荒尾支援学校) 8

### 正 誤

- 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 熊 本 県 人 事 委 員 会 訓 令 第 1 号 (熊 本 県 人 事 委 員 会 事 務 局 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令) 中…………… (人事委員会) 8
- 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 熊 本 県 規 則 第 2 4 号 (熊 本 県 職 員 等 の 失 業 者 退 職 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則) 中…………… (人事課) 8

## 告 示

**熊本県告示第 3 9 5 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
 平成 2 7 年 4 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社竜じん	居宅介護支援事業所竜じん	八代市千丁町古閑出 2 3 2 3 番地	平成 2 7 年 4 月 1 0 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 3 9 6 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
 平成 2 7 年 4 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社いわしや窪田	居宅介護支援事業所 みずほ	下益城郡美里町安部235番地1	平成27年4月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第397号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
新生堂薬局すずかけ台店 合志市豊岡字拾三町2000番2477	平成27年4月1日
新生堂薬局益城木山店 上益城郡益城町大字木山357番地	平成27年4月1日
有限会社らん調剤薬局 八代市横手新町14号3番地2	平成27年4月1日

**熊本県告示第398号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
まつばせ薬局 宇城市松橋町萩尾2051番地8	平成27年4月1日

**熊本県告示第399号**

平成27年3月26日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成27年3月31日付けでこれを許可した。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県告示第400号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
熊本調剤薬局 光の森店	菊池郡菊陽町光の森七丁目25番地1	平成27年3月1日
ファミリー薬局	阿蘇郡南阿蘇村中松2850-3	平成26年12月1日

**熊本県告示第401号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ファミリー薬局	阿蘇郡南阿蘇村久石2715-1	平成26年12月1日

**熊本県告示第402号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
天草市、上天草市及び苓北町
- 3 検査日等  
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成27年5月11日	午前10時30分から午前11時30分まで	湯島出張所
平成27年5月11日	午後1時30分から午後3時まで	大矢野庁舎
平成27年5月12日	午前10時から午後3時まで	大矢野庁舎
平成27年5月13日	午前10時から午後4時まで	龍ヶ岳地域振興センター
平成27年5月14日	午前9時から午後4時まで	姫戸地域振興センター
平成27年5月15日	午前9時から午後3時まで	松島庁舎
平成27年5月18日	午前10時30分から正午まで	坂瀬川出張所
平成27年5月18日	午後1時30分から午後4時まで	富岡出張所
平成27年5月19日	午前9時から午前11時まで	都呂々出張所
平成27年5月19日	午後0時30分から午後4時まで	苓北町保健センター
平成27年5月20日	午前9時から午前11時30分まで	J A本渡五和 五和みかん集荷場
平成27年5月20日	午後1時から午後4時まで	天草漁協 二江荷捌所
平成27年5月21日	午前9時から午後4時まで	天草市五和支所
平成27年5月22日	午前9時から午前11時30分まで	J Aあまくさ 統合選果場
平成27年5月22日	午後1時から午後2時30分まで	有明保健センター
平成27年5月25日	午前10時30分から正午まで	志柿地区コミュニティセンター
平成27年5月25日	午後1時30分から午後4時まで	下浦地区コミュニティセンター
平成27年5月26日	午前9時から午後3時30分まで	栖本支所
平成27年5月27日	午前9時から午後3時30分まで	倉岳支所
平成27年5月28日	午前10時から午後4時まで	御所浦開発統合センター

平成27年5月29日	午前9時から正午まで	横浦島コミュニティセンター
平成27年6月1日	午前10時から正午まで	上津浦公民館
平成27年6月1日	午後1時30分から午後4時まで	島子公民館
平成27年6月2日	午前9時30分から午後4時まで	新和町民センター
平成27年6月3日	午前9時から午後4時まで	一町田公民館
平成27年6月4日	午前9時30分から午前11時30分まで	宮野河内公民館
平成27年6月4日	午後1時30分から午後4時まで	宮津公民館
平成27年6月5日	午前9時から正午まで	須口地区健康管理増進施設
平成27年6月5日	午後1時から午後2時まで	魚貫出張所
平成27年6月8日	午前11時から正午まで	二浦出張所
平成27年6月8日	午後1時30分から午後4時まで	ふかみふれあいセンター
平成27年6月9日	午前9時から午後4時まで	牛深総合体育館
平成27年6月10日	午前9時から午後4時まで	牛深総合センター
平成27年6月11日	午前9時から正午まで	大江漁村環境改善総合センター
平成27年6月11日	午後1時30分から午後4時まで	天草勤労者体育館
平成27年6月12日	午前9時から午前11時まで	下田出張所
平成27年6月12日	午後0時30分から午後2時まで	福連木出張所
平成27年6月15日	午前10時30分から正午まで	楠浦地区コミュニティセンター
平成27年6月15日	午後1時30分から午後4時まで	宮地岳地区コミュニティセンター
平成27年6月16日	午前9時から午前11時まで	本町地区コミュニティセンター
平成27年6月16日	午後0時30分から午後4時まで	亀場地区コミュニティセンター
平成27年6月17日	午前9時から午後4時まで	佐伊津地区コミュニティセンター
平成27年6月18日	午前9時から午後4時まで	天草市民センター
平成27年6月19日	午前9時から午後3時まで	天草市民センター

(2) 所在場所検査

ア 検査日 平成27年5月11日から平成27年6月2日までのいずれかの日

イ 検査場所

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年4月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	265号	上益城郡山都町長谷字森ノ下 1092番9地先から 上益城郡山都町長谷字小堀 1293番5地先まで	前	12.6 ～ 41.9	190.5	24条 工事
			後	13.1 ～ 45.0		

2 区域を変更する期日 平成27年4月10日

**熊本県告示第404号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年4月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡大津町大字引水字東原 698番10地先から 同所 700番1地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	国土交通省との管理 区分変更
			後	11.0 ～ 21.48		

2 区域を変更する期日 平成27年4月10日

**熊本県告示第405号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字中州 1519番1地先から 同所 1516番1地先まで	219.0	防 安 交 ( 災 害 防 除 )

2 供用を開始する期日 平成27年4月10日

**熊本県告示第406号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南小国上津江線	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字野馬水 3509番2地先から	141.8	防 安 交 ( 改 築 )

		同所 3507番4地先まで		
--	--	------------------	--	--

2 供用を開始する期日 平成27年4月10日

**熊本県告示第407号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	上益城郡山都町大字金内字長迫 122番3地先から 同所 150番1地先まで	68.9	防安（交 安）

2 供用を開始する期日 平成27年4月10日

**公 告**

**熊本県公告第240号**

玉名郡長洲町に事務所を置く菰屋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西山 敬一	玉名郡長洲町大字永塩393番地2
理事	百田 才太	玉名郡荒尾市菰屋1151番地1
理事	村岡 剛	玉名郡長洲町大字永塩1834番地
理事	土田 重人	玉名郡長洲町大字永塩1883番地
理事	城戸 堅士	玉名郡長洲町大字永塩363番地
理事	池上 徳二	玉名郡長洲町大字高浜1314番地
理事	福田 一吉	玉名郡長洲町大字高浜1217番地2
理事	田上 繁	荒尾市菰屋1135番地2
理事	藤岡 孝喜	荒尾市菰屋1236番地
理事	馬淵 孝康	荒尾市菰屋93番地
理事	村上 欣一	荒尾市菰屋1186番地
理事	百田 才次	荒尾市菰屋1163番地
監事	大川 正道	玉名郡長洲町大字永塩1975番地2
監事	眞村 春一	荒尾市菰屋1135番地1
就任		
理事	百田 才太	荒尾市菰屋1151番地1
理事	池上 徳二	玉名郡長洲町大字高浜1314番地
理事	西山 敬一	玉名郡長洲町大字永塩393番地2
理事	村岡 剛	玉名郡長洲町大字永塩1834番地
理事	島田 春一	玉名郡長洲町大字永塩1773番地
理事	城戸 堅士	玉名郡長洲町大字永塩363番地
理事	福田 一吉	玉名郡長洲町大字高浜1217番地2
理事	田上 繁	荒尾市菰屋1135番地2
理事	藤岡 孝喜	荒尾市菰屋1236番地

理事	馬淵 孝康	荒尾市菰屋93番地
理事	村上 欣一	荒尾市菰屋1186番地
理事	百田 才次	荒尾市菰屋1163番地
監事	大川 正道	玉名郡長洲町大字永塩1975番地2
監事	眞村 春一	荒尾市菰屋1135番地1

**熊本県公告第241号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第3条の規定により、第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画の認可の申請があり、法第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画の決定をしたので、同条第4項の規定によりその旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを縦覧に供する。その他、当該土地又は物件に権利を有する者又は、当該決定に対して異議があるときは、法第7条第1項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに異議を申し出ることができる。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧期間  
平成27年4月10日から平成27年5月11日まで
- 縦覧の場所  
熊本県農林水産部森林局森林保全課  
県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課  
球磨村役場
- 縦覧に供する書類  
入会林野整備計画書の写し

**熊本県公告第242号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下前原840番1、同842番6、同842番7、同842番8、同842番9、同843番1及び同843番2  
4,639.29平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2692-3  
有限会社サンケイ地所

**熊本県公告第243号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2178番1の一部及び同2178番2  
1,765.24平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区花立三丁目11番11号  
株式会社日装建

**熊本県公告第244号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字平川字大谷1646番1、同1646番3の一部、同1647番2及び同1647番4の一部  
4,820.26平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡大津町大字杉水3739番地9  
株式会社サトウロジック

**熊本県公告第245号**

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から平成27年3月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月3日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第246号**

山鹿市に事務所を置く鹿北土地改良区理事長西牟田長から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成27年4月3日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

**登載依頼**

**熊本県教育委員会公告第8号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月10日

熊本県立荒尾支援学校長 中山龍也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成27年度熊本県立荒尾支援学校スクールバス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県立荒尾支援学校  
住所 〒864-0032 熊本県荒尾市増永西長浦2299-3  
電話 0968-62-1131 ファックス番号0968-69-1064
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 あいら観光  
熊本県山鹿市菊鹿町下内田2065-1
- 5 落札金額（日額）  
156,481円（うち消費税及び地方消費税の額 11,591円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成27年1月20日

**正 誤**

平成27年3月31日熊本県人事委員会訓令第1号（熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
37	12	第16条第3項	第16条条3項

平成27年3月31日熊本県規則第24号（熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
17	4	失業者退職手当受給資格証	失業者退職手当受給資格者証
17	5	失業者退職手当受給資格証	失業者退職手当受給資格者証